

### 3 エネルギー

#### 3.1 電力

##### ① 規制・制度改革の概要

電力分野においては、90年代に入ると料金の内外価格差や為替差益の還元についての関心が高まるとともに、先進国で既に電力分野における自由化が進展していたこと、技術革新により小規模分散型電源の開発・導入が現実的になってきたこと等の事情もあって、制度の見直しがなされるに至った。1995年12月にはヤードスティック査定方式が導入され、2005年4月には50kW以上のすべての高圧需要家（小規模工場等）まで自由化範囲が拡大されるとともに、振替供給料金の廃止、必要に応じた周波数変換設備の整備、スポット取引を実現する託送制度の整備など卸電力取引市場が整備されている（図表3-1）。

図表3-1 電力分野における主な規制・制度改革

| 年 月      | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995. 12 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法施行</li> <li>■競争原理の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸供給事業<sup>28</sup>への入札制度の導入、参入規制の撤廃</li> <li>・特定電気事業<sup>29</sup>の創設</li> </ul> </li> <li>■新しい料金制度の導入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤードスティック査定（効率化の度合いを事業者間で相対評価しその結果を料金認可に反映させることによって、効率化努力を促進する）</li> <li>・燃料費調整制度（±5%を超える燃料費の変動について、3か月ごとに料金に反映させる制度。事業者の経営効率化努力の透明性を高める）</li> <li>・選択約款の導入（発電設備の効率化に資する料金メニュー<sup>30</sup>については認可制から届出制に変更。事業者の主体的な料金設定が可能に）</li> </ul> </li> </ul> |
| 2000. 3  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法施行</li> <li>■一層の競争促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別高圧需要家<sup>31</sup>への電力供給（小売）自由化（特定規模電気事業<sup>32</sup>の創設）</li> <li>・小売託送制度の整備（取引時のガイドライン<sup>33</sup>公表）</li> </ul> </li> <li>■料金規制の緩和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制部分の料金について、引下げ時は認可制から届出制に変更し機動的な料金改定が可能に</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 2004. 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法一部施行</li> <li>■小売自由化範囲の拡大（全販売電力量の約26%→約40%）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・500kW以上の高圧需要家（スーパー・中小ビル・中規模工場等）に自由化範囲を拡大<sup>34</sup></li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

<sup>28</sup> 一般電気事業者（10電力会社）に対して一般電気事業の用に供するための電気を供給する（電力を卸し売りする）発電出力200万キロワット以下の事業。

<sup>29</sup> 一定の供給地点における需要家に対して自らの供給設備により電気の供給を行う（自前の発電設備からの電気を直接需要家に供給する）事業。需要家に対する供給義務を負う。

<sup>30</sup> 季節別・時間帯別料金制度、深夜電力料金制度など、ピーク時の需要を抑制し、夜間等の低需要期への負荷移行を図るメニュー。

<sup>31</sup> 電気の使用者の規模が、①一般電気事業者が維持・運営する特別高圧電線路（概ね2万ボルト以上）から受電し、②使用最大電力が原則2,000キロワット以上のものをいう（特定規模需要）。ただし沖縄電力については、①について6万ボルト以上、②について原則2万キロワット以上の需要家とする。

<sup>32</sup> 特定規模需要に対し、一般電気事業者の有する送電線を使って電気を供給する事業。

<sup>33</sup> 公正取引委員会・経済産業省「適正な電力取引についての指針」。

<sup>34</sup> 沖縄電力の自由化の範囲は、特別高圧需要家（原則2,000キロワット以上）に拡大された。

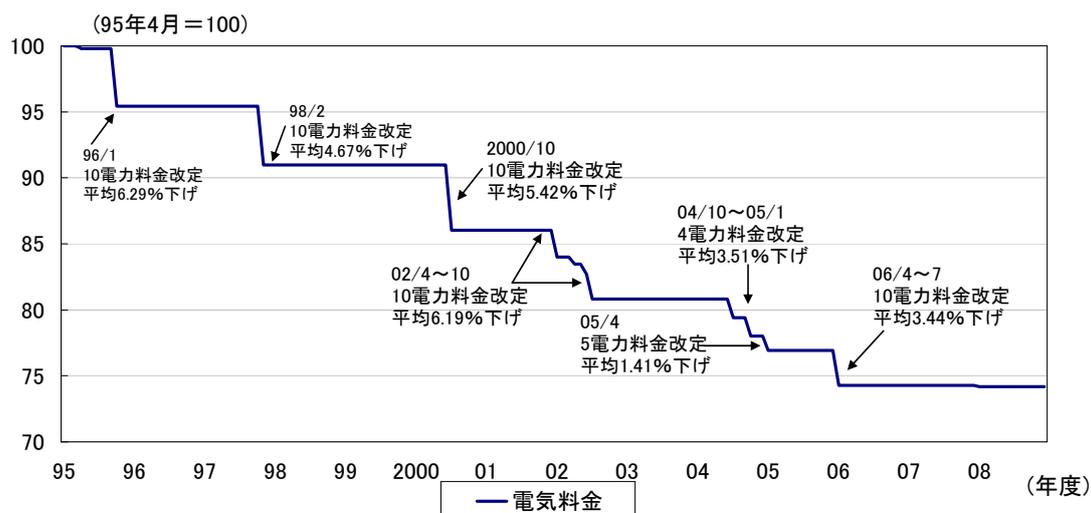
図表3-1 電力分野における規制・制度改革（続き）

| 年 月      | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2005. 4  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○改正電気事業法全面施行</li> <li>■小売自由化範囲の拡大（全販売電力量の約63%）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・50kW以上のすべての高圧需要家（小規模工場等）まで自由化範囲を拡大</li> </ul> </li> <li>■卸電力取引市場の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・振替供給料金の廃止<sup>35</sup>、必要に応じた周波数変換設備の整備、スポット取引を実現する託送制度の整備</li> </ul> </li> </ul> |
| 2006. 12 | ○接続供給制度について「適正な電力取引適正の指針」を改定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

② 市場動向

電力の料金改定の推移をみると、90年代後半から2008年度に至るまで、燃料費の変動による影響を除いた電気料金（電灯電力平均単価）は一貫して低下しているが、これは競争制度や新しい料金制度導入等の規制・制度改革による効果が大いことを示していると考えられる（図表3-2）。また需要については、各年の景気動向や気温に左右されるものの概して増加しており、2008年度には8,889億kWhとなった（図表3-3）。

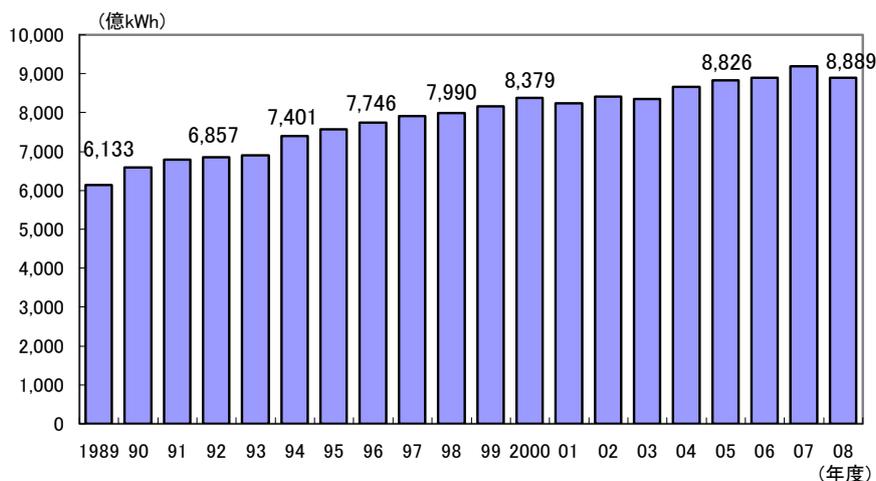
図表3-2 電気料金



- (備考) 1. 経済企画庁「近年の規制緩和による経済効果の定量的試算」及び電気事業連合会公表資料等より作成。  
 2. 燃料費調整制度を除く価格改定分を抽出した。また、2000年10月以降は規制部分（自由化対象外）の引下げ幅を表す。

<sup>35</sup> 従来は、発電した電力を電力会社の送電網を使って託送し、顧客に電力を販売するPPS事業者（特定規模電気事業者）は、電力会社をまたぐごとに振替供給料金が課されていたため、小売料金が割高になるという「パンケーキ問題」が生じていた。

図表 3-3 電力需要（販売電力量）



(備考) 1. 電力会社 10 社の販売電力量合計。  
2. 電気事業連合会資料より作成。

### ③ 推計結果

ここでは、95年の電気事業法改正以降にもたらされた価格の低下と需要の変化を、規制・制度改革によるものとして、消費者余剰の増加分を推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1兆30億円となった（図表3-4）。

図表 3-4 電力分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

| 年度                    | 2005   | 2008   |
|-----------------------|--------|--------|
| 利用者メリット               | 52,619 | 62,648 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 10,030 |        |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 3.2 都市ガス

### ① 規制・制度改革の概要

都市ガス事業<sup>36</sup>においては、1995年3月に改正ガス事業法が施行されるに伴いヤードステイック的査定方式が導入されて以降、様々な規制・制度改革が実施されるに至っている。1999年11月には小売自由化範囲が200万m<sup>3</sup>以上から100万m<sup>3</sup>以上に、2004年4月には100万m<sup>3</sup>以上から50万m<sup>3</sup>に、さらに2007年4月には50万m<sup>3</sup>以上から10万m<sup>3</sup>以上へと拡大されている。また料金規制も緩和されており、1999年11月には供給約款値下げ時及び選択約款の料金改定が認可制から届出制となり、また2004年4月には大口供給の許可制が変更命令付き届出制へ緩和されている（図表3-5）。

図表3-5 都市ガス分野における主な規制・制度改革

| 年 月      | 主な内容                                                                                                                                                                                    |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995. 3  | ○改正ガス事業法施行<br>■大口供給制度の創設<br>・年間契約使用量が200万m <sup>3</sup> 以上の需要家に対する参入・料金規制を撤廃<br>■新しい料金制度の導入<br>・ヤードステイック的査定<br>・原料費調整制度                                                                 |
| 1999. 11 | ○改正ガス事業法施行<br>■一層の競争促進<br>・小売自由化の拡大（200万m <sup>3</sup> 以上→100万m <sup>3</sup> 以上）<br>・託送供給制度の法定化 <sup>37</sup><br>■料金規制の緩和<br>・供給約款値下げ時及び選択約款 <sup>38</sup> の料金改定を認可制から届出制とし機動的な料金改定が可能に |
| 2004. 4  | ○改正ガス事業法施行<br>■より一層の競争促進<br>・小売自由化範囲の追加拡大（100万m <sup>3</sup> 以上→50万m <sup>3</sup> 以上）<br>・託送供給制度の充実・強化 <sup>39</sup><br>・大口供給の許可制を変更命令付き届出制に緩和                                          |
| 2007. 4  | ○ガス事業法施工規則の一部改正<br>・小売自由化範囲をさらに拡大（50万m <sup>3</sup> 以上→10万m <sup>3</sup> 以上）                                                                                                            |

<sup>36</sup> 本分析では、ガス事業法上「一般の需要に応じ、導管によりガスを供給する」事業として定義される「一般ガス事業」を指す。

<sup>37</sup> 自分のガス導管を持たない大口ガス事業者が都市ガス事業者の導管を利用して需要家へガスを供給する（接続供給）際の料金設定については、従来事業者間の交渉によって決定されていたが、これを「託送供給約款」としてルール化し、経済産業大臣に届け出た上で公表することが義務付けられた。

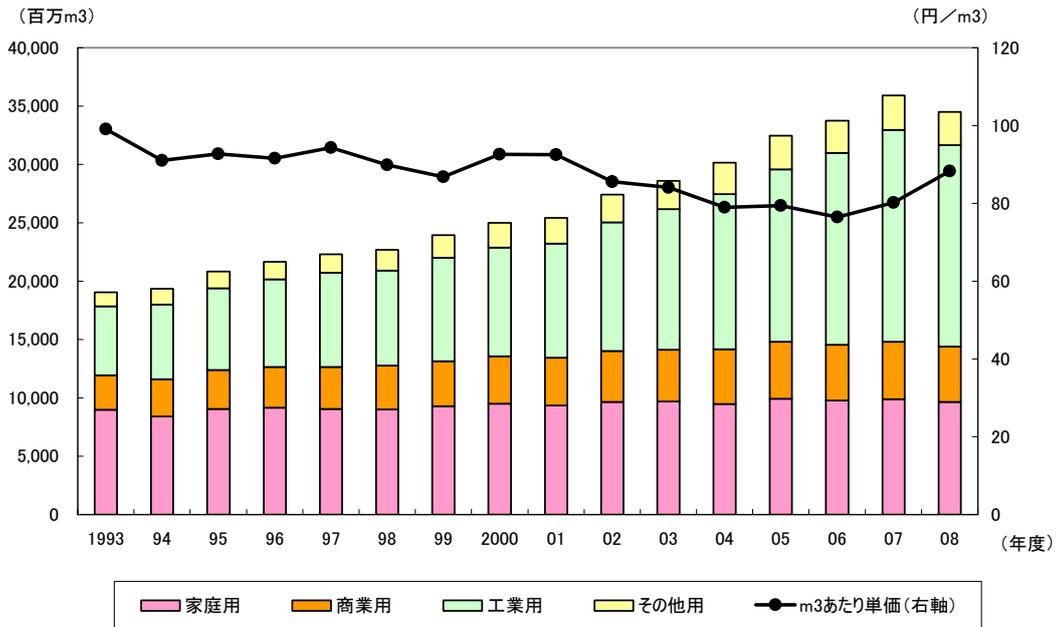
<sup>38</sup> 事業者の効率的な事業運営に役立つ供給料金・条件。需要家が契約時に供給約款（すべての需要家に適用される供給料金・条件）との間で選択が可能。

<sup>39</sup> すべてのガス供給用の導管を保有又は運営するものに対し、他の者からガスの接続供給を要請された場合に、正当な理由なくこれを拒むことができないものとする「託送供給義務」を制度化し、自由化されたガス市場において需要家の実質的な選択肢の拡大を図った。

## ② 市場動向

大手都市ガス4社<sup>40</sup>における都市ガスの $m^3$ 当たり平均価格は、90年代後半以降、原料価格が上昇しているにもかかわらず低下していたが、2006年度以降上昇傾向を示しており、2008年度には88円/ $m^3$ となった。一方、全国の都市ガス需要は、93年度以降増加傾向にあったが、2007年度から2008年度にかけて減少し、2008年度には345億 $m^3$ となった（図表3-6）。

図表3-6 都市ガス販売量及び $m^3$ 当たり平均価格



- (備考) 1. 資源エネルギー庁「ガス事業年報」、各社公表資料等より作成。  
 2. 平均価格は都市ガス大手4社のガス売上高をガス販売量で除して求めた。  
 3. 販売量は、41.8605MJ/ $m^3$ に換算した値である。

## ③ 推計結果

ここでは、95年のガス事業法改正以降の、規制・制度改革によってもたらされた相対価格( $m^3$ 当たりの平均価格<sup>41</sup>と消費者物価との相対比)の低下による消費者余剰の増加分を推計した(推計方法の詳細については参考2を参照されたい)。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は3,353億円となった(図表3-7)。

図表3-7 都市ガス分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位: 億円)

| 年度                    | 2005  | 2008  |
|-----------------------|-------|-------|
| 利用者メリット               | 4,453 | 7,806 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 3,353 |       |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

<sup>40</sup> 東京ガス、大阪ガス、東邦ガス(名古屋)、西部ガス(福岡)。

<sup>41</sup> 2000年3月の「適正なガス取引についての指針」を踏まえ大手4社から公表されている大口料金の平均単価を参考とした。原料費調整制度による価格変動は除く。

### 3.3 石油製品

#### ① 規制・制度改革の概要

ガソリン等の石油製品は、1996年3月の特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）の廃止により本格的な自由化の時代に入った。同年10月には指定地区制度が廃止され、2002年1月の石油業法廃止による需給調整規制の撤廃により、石油業は完全に自由化された（図表3-8）。

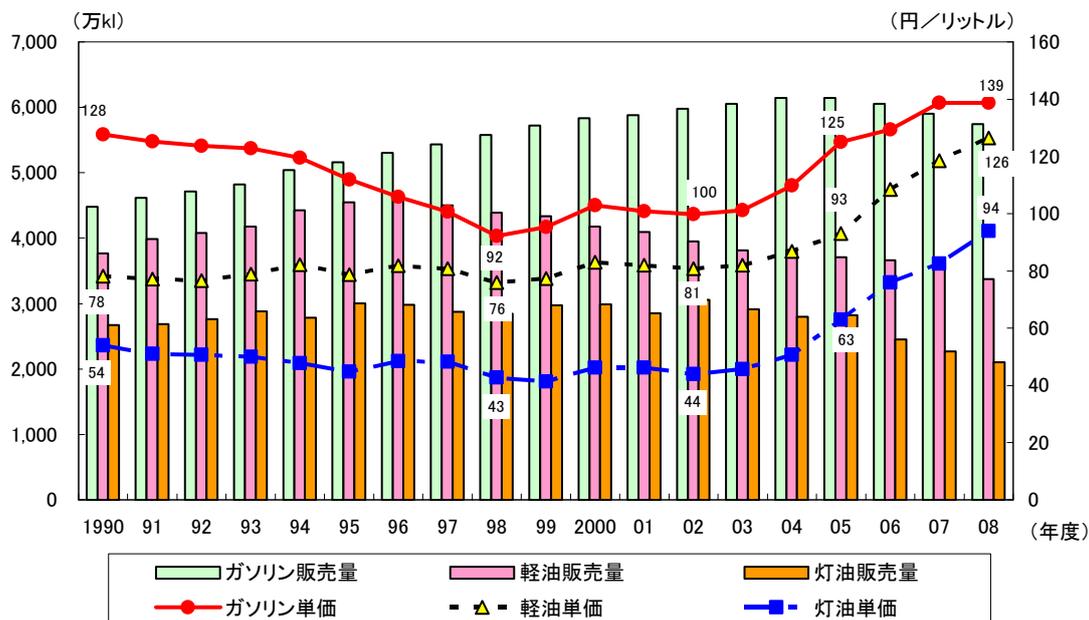
図表 3-8 石油製品分野における主な規制・制度改革

| 年 月      | 主な内容                                                                                   |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1990. 3  | ○ガソリンスタンド建設指導、転籍ルール廃止<br>・既存のガソリンスタンドが廃止された場合に限り新設を認める参入規制及びガソリンスタンドの元売系列の転籍を制限する規制を廃止 |
| 1996. 3  | ○特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）廃止<br>・ガソリン等の輸入が一定の要件のもとに自由化される                                     |
| 1996. 10 | ○指定地区制度廃止<br>・通商産業大臣の指定によって、既存販売業者の経営が不安定な地域におけるガソリンスタンドの新設を制限する制度を廃止                  |
| 1998. 4  | ○改正危険物の規制に関する政令施行<br>・いわゆるセルフ方式のガソリンスタンド（有人セルフ SS）の設置が可能に                              |
| 2002. 1  | ○石油業法廃止<br>・石油産業の需給調整規制を撤廃し、完全自由化                                                      |

#### ② 市場動向

規制・制度改革による競争激化・価格低下の動きは、94年度頃からみられ、特にガソリン価格については90年度の128円/リットルから98年度には92円/リットルにまで低下したが、その後は石油製品の原料となる原油価格の上昇に伴い、2008年度には139円/リットルとなった。軽油・灯油についてはガソリンほどの顕著な価格低下はみられないが、この間原油価格が上昇傾向にあったことを考えれば、規制・制度改革により競争が促進された結果、価格上昇が抑えられた面もあると考えられる。ただし、2003年度以降は原油価格の更なる上昇に伴い、ガソリンと同様に価格上昇がみられ、2008年度には、軽油は126円/リットル、灯油は94円/リットルとなった。一方、販売量についてはガソリンが価格低下につれて堅調な伸びを示したが、2006年度以降は減少しており、2008年度には5,747万k1となった。また、軽油と灯油の販売量は、90年代後半までは緩やかな増加傾向を示していたが、それ以降は減少傾向を示しており、2008年度には、軽油は3,372万k1、灯油は2,105万k1となった（図表3-9）。

図表 3-9 石油製品の価格及び需要



(備考) 1. 石油情報センター、石油連盟公表資料より作成。  
 2. 石油製品価格は、石油情報センター公表の月次全国平均価格を月別販売量で加重平均して求めた。

③ 推計結果

ここでは、90年のガソリンスタンドに関する規制・制度改革についての効果がみられはじめた94年度以降の消費者余剰の増加を推計しているが、その際、トレンドおよび原油価格の影響を除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた(推計方法の詳細については参考2を参照されたい)。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1兆1,972億円となった(図表3-10)。

図表 3-10 石油製品分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

| 年度                    | 2005   | 2008   |
|-----------------------|--------|--------|
| 利用者メリット               | 27,828 | 39,800 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 11,972 |        |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 4 金融（株式売買委託手数料）

### ① 規制・制度改革の概要

株式売買委託手数料は、1985年以降数回の引下げが実施されてきたが、92年1月の証券取引審議会報告において手数料の固定制の見直しが提言され、まず大口取引に係る手数料の自由化が打ち出された。その後、自由化が段階的に進められ、99年に完全自由化を達成している（図表4-1）。

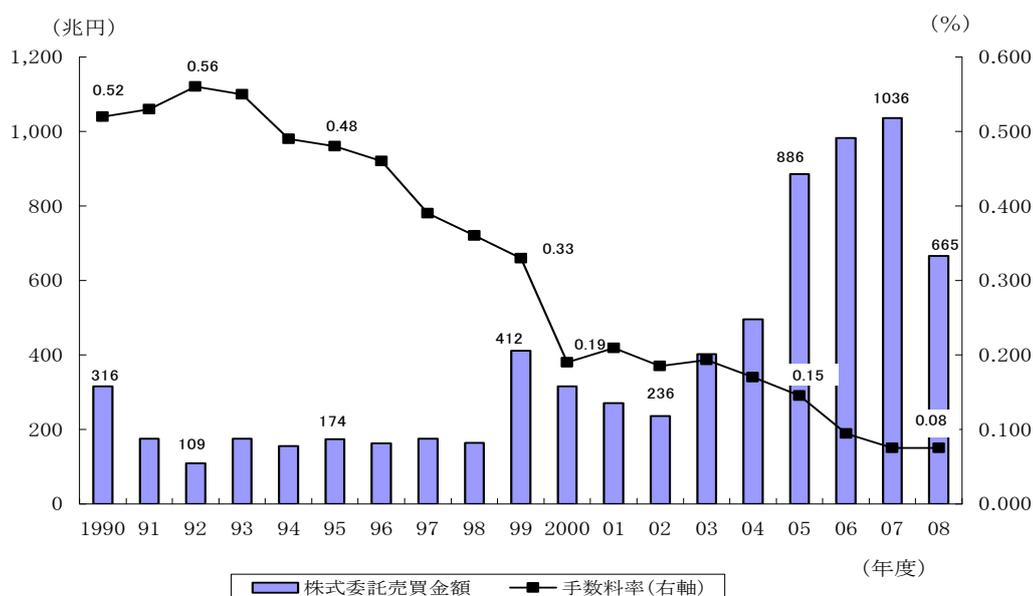
図表4-1 株式売買委託手数料に係る主な規制・制度改革

| 年月      | 主な内容                           |
|---------|--------------------------------|
| 1994.4  | ○大口取引に係る手数料の自由化スタート            |
| 1999.10 | ○手数料の完全自由化                     |
| 2004.12 | ○証券取引法の一部改正<br>・銀行による証券仲介業務の解禁 |

### ② 市場動向

平均の手数料率をみると、92年度の0.56%から2000年度には0.19%まで大きく下落し、2008年度にはさらに0.08%まで下落した。株式受託売買金額の動向をみると、90年度には316兆円であったが、バブル崩壊によって91、92年度と激減し3割程度の水準となった。93年度にはやや戻し、98年度までは200兆円弱で推移した。2007年度には1,036兆円にまで達したが、2008年度には減少して665兆円となった（図表4-2）。これらの動きは、基本的には、近年IT化が急速に進み、オンライン取引が容易になる中、手数料率を低く設定できるオンライン証券等の台頭が、株式受託売買金額の増加あるいは手数料率の押下げに寄与した結果と考えられる。ただし、2008年度には、サブプライムローン問題等の影響を受けて低下した。

図表4-2 株式委託売買金額及び手数料率



(備考) 1. 東京証券取引所「東証総合取引参加決算概況」等より作成。  
2. 東証正会員証券会社の3月期実績である。

### ③ 推計結果

ここでは、94年以降の手数料率の引下げによってもたらされた消費者余剰の増加を推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1,040億円となった（図表4-3）。

図表 4-3 株式売買委託手数料に係る規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

| 年度                    | 2005  | 2008  |
|-----------------------|-------|-------|
| 利用者メリット               | 3,864 | 4,904 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 1,040 |       |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 5 飲食料品

### 5.1 米

#### ① 規制・制度改革の概要

米分野の規制・制度改革は、1995年11月の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（新食糧法）に盛り込まれた規制・制度改革（出荷取扱業者、卸売・小売業者の指定・許可制から届出制への変更、流通規制の緩和、市場原理の導入等）から始まっている。その後2004年4月には、食糧法の改正により計画流通制度が廃止されたため、米の流通ルートは原則自由化された（図表5-1）。

図表 5-1 米分野における主な規制・制度改革

| 年 月      | 主な内容                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1995. 11 | ○新食糧法施行（食管法廃止）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニマム・アクセス輸入米を含めた需給見通し等を内容とする基本計画を策定し、全体需給を調整</li> <li>・民間流通による自主流通米を流通の主体とするとともに、規制緩和による流通の合理化<sup>42</sup></li> <li>・自主流通米価格形成センターを設置し、政府米<sup>43</sup>の買入価格の決定に自主流通米価格の動向を反映</li> </ul> |
| 1997. 11 | ○「新たな米政策大綱」策定<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作経営安定対策（官民拋出の資金を用い、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和）の導入</li> <li>・備蓄運営ルールの確立<sup>44</sup></li> <li>・需給実勢を反映した価格形成を図る観点から自主流通米の値幅制限の緩和、撤廃（98年産米より）</li> </ul>                                      |
| 2002. 12 | ○「米政策改革大綱」策定<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・需給調整について、農業者・農業者団体が主役となる仕組みを段階的に構築</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 2004. 4  | ○改正食糧法施行<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・計画流通制度を廃止して流通ルートを原則自由化<sup>45</sup>（米穀取扱事業者は登録制から届出制へ）</li> <li>・自主流通米価格形成センターを「コメ価格センター」に改め、入札以外の取引を認め、また取引可能な参加者を拡大する等、需給実勢を的確に反映した透明性ある価格形成を構築</li> </ul>                                    |

<sup>42</sup> 具体的には、出荷取扱業者及び販売業者の登録制、計画外流通米（従来の「自由米」）販売の公認等が規定された。

<sup>43</sup> 政府米は、自主流通米同様、検査後に国が貯蔵や販売について直接管理される米。

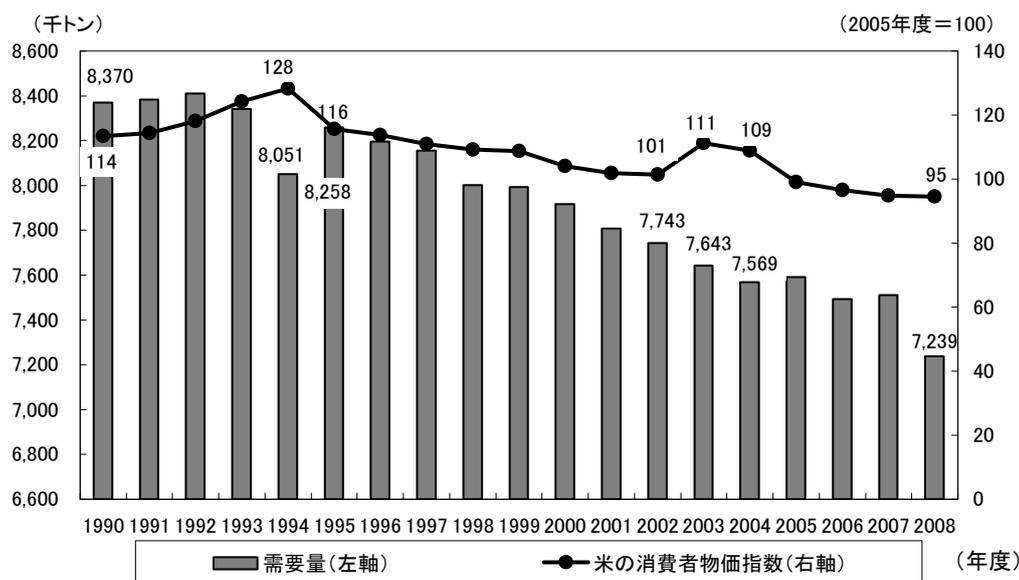
<sup>44</sup> 実際の販売数量が販売計画数量に達しない場合の買入数量は買入計画数量からその販売未達数量を差し引いた数量とする等のルールを確立した。

<sup>45</sup> 旧食糧法では、計画流通米の集荷先は第一種、第二種登録出荷取扱業者、及び自主流通法人に限られ、またこれらの業者でなければ登録卸売業者、登録小売業者への販売ができなかったため、流通ルートが固定化されていたが、改正食糧法により、複線型・交差型の種々の流通ルートが発生しうることとなった。ただし、自由取引の円滑な実施を確保するため、販売事業者に対する債務保証事業を行ってこれを支援することとし、併営する集荷円滑化事業とあわせ、従来の「全国食糧信用協会」が新たに「米穀安定供給確保支援機構」に変更され、同機構が法上の米穀機構として指定された。

## ② 市場動向

米の総需要量は、1990年度の8,370千トンから2008年度には7,239千トンにまで減少している。これは基本的には食生活に関する嗜好の趨勢的变化によるものと考えられる。一方、米価の動向を消費者価格でみると、90年代前半は上昇したものの、新食糧法が施行された95年度以降については、2003年の不作による米価の上昇を除いて、前述の需給緩和を反映して2008年度まで緩やかに低下した（図表5-2）。

図表 5-2 米の消費者価格と総需要量



- (備考) 1. 総務省「消費者物価指数」、農林水産省「食料需給表」より作成。  
 2. 消費者価格は消費者物価指数における「うるち米」とした。  
 総需要量は国内消費仕向量（純食料〔主食用〕）を使用した。

## ③ 推計結果

ここでは、1995年11月の米分野における規制・制度改革がもたらした利用者メリットを推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は1,465億円となった（図表5-3）。

図表 5-3 米分野の規制・制度改革による利用者メリット  
 (単位：億円)

| 年度                    | 2005   | 2008   |
|-----------------------|--------|--------|
| 利用者メリット               | 10,089 | 11,555 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 1,465  |        |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 5.2 酒類販売

### ① 規制・制度改革の概要

酒類販売の規制・制度改革については、1991年7月の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の公表以後始まっている。その後、酒類販売の規制・制度改革は促進され、酒販免許制度や取引慣行等について、消費者利益向上や免許基準の透明化・公平化を図る観点から既存制度の見直し等が推進され、需給調整要件として残っていた人口基準も、2003年8月末をもって廃止されている<sup>46</sup>（図表5-4）。

図表5-4 酒類販売に係る主な規制・制度改革

| 年 月      | 主な内容                                                                                                                |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1991. 7  | ○公正取引委員会<br>「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 <sup>47</sup> 」公表                                                                 |
| 1993. 9  | ○期限付酒類小売業免許の取扱いに関する通達<br>・酒類販売業者が輸入酒フェア等を実施する際の期限付酒類小売業免許の取扱いを緩和                                                    |
| 1996. 11 | ○みりん小売免許の付与<br>・食料品店等に対し調味料として用いられるみりんにつき、酒類小売業免許を付与                                                                |
| 1998. 4  | ○国税庁「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針」制定<br>・酒類取引時の価格や取引条件等についての公正なルールについて基本的な考え方を提示                                        |
| 1998. 9  | ○需給調整要件の人口基準緩和開始<br>・基準人口を1,500人から1,450人に緩和（大都市部）<br>・以降4度にわたって段階的に緩和を進める                                           |
| 2001. 1  | ○需給調整要件の距離基準廃止                                                                                                      |
| 2003. 7  | ○「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」施行<br>・2003年9月から始まる酒販免許の自由化（改正酒税法）を前に、自由化による中小酒販店への影響を鑑み、全国922地域を「緊急調整地域」に指定 <sup>48</sup> |
| 2003. 9  | ○需給調整要件の人口基準廃止<br>・緊急調整地域以外での酒販免許の自由化開始                                                                             |

<sup>46</sup> これら施策の結果、90年代半ばから酒類販売業免許場数は大きく増加し、それまでの16万場前後から2007年度には20.2万場に達した。これは、スーパーやコンビニの店舗が新たに免許を付与された結果であると推察される。なお、2005年8月末までの時限立法として2003年4月に成立（7月から施行）した「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」によって、酒類の販売業を継続することが困難な酒類小売販売場の占める割合が著しく高い等の要件に該当する地域で、税務署長が「緊急調整地域」として指定した場合、当該地域における酒類小売業免許の付与や他地域からの酒類小売販売場の移転許可が1年間凍結された。

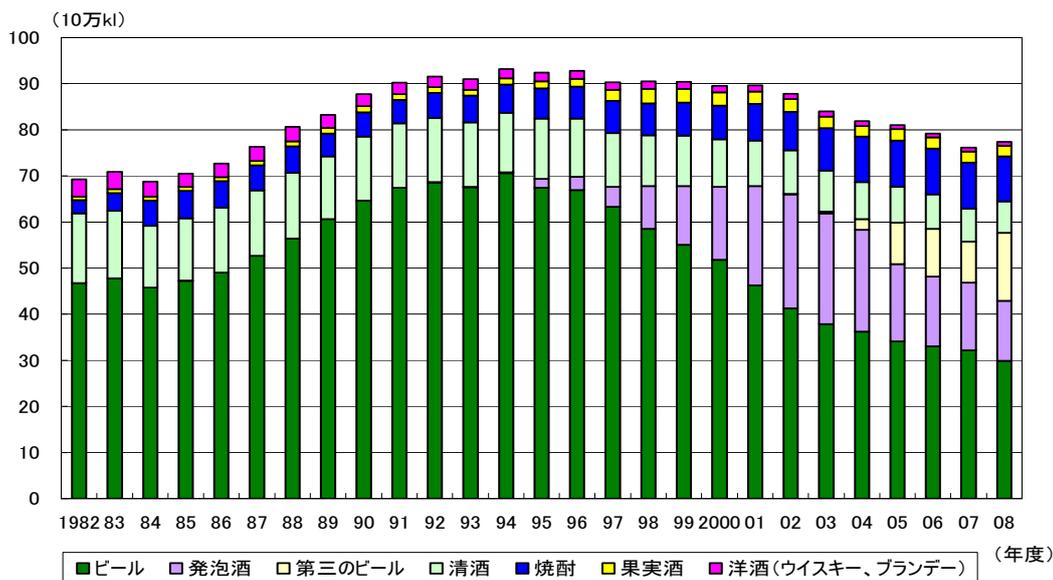
<sup>47</sup> 事業者間取引、流通、輸入総代理店の3部構成で、28の取引類型に関し独禁法上違法となるケースを具体的に明らかにした。日米構造協議で公約した独禁法運用強化の一環として、公正取引委員会が91年7月に公表した。ガイドラインでは、共同ボイコットを課徴金の対象となるカルテルと認定したほか、株式の持ち合いを通じた排他的な系列取引に対し株式処分命令も辞さないことを明記した。また、不当な相互取引（互恵取引）や再販売価格の拘束、小売業者の優越的地位の乱用に対しても厳しい姿勢を打ち出した。酒類に関して言えば、その前年の公正取引委員会の要請に基づく、ビール各社の広告掲載（希望卸売・小売価格はあくまでも参考価格であり、各卸売・小売店の販売価格を拘束するものでない旨等を明記）開始に引き続く本指針の公表が、それ以降のいわゆるディスカウンターの急増、小売価格の一層の弾力化への契機となった。

<sup>48</sup> 一定の要件に該当する小売販売地域内を「緊急調整地域」に指定し、当該地域内では、1年間に限り、新規免許交付及び酒販店の転入が禁止された。その後、同緊急措置法が改正され、緊急調整地域の有効期間を1年延長し、2006年8月31日までとした。

## ② 市場の動向

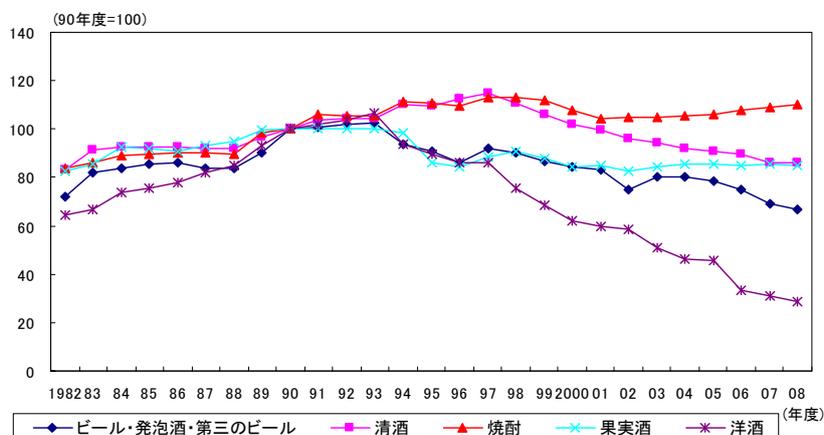
酒類の販売量は90年代前半まで増加傾向にあり、96年度に926万キロリットルとピークに達し、その後2008年度まで、第三のビールは増加したが、ビールと発泡酒は減少し、それ以外の品目は横ばい傾向を示した(図表5-5)。価格の動向について酒税分を除いた単価を調べると、ビール・発泡酒、洋酒については94年度から2008年度にかけて、清酒についても98年度から2008年度にかけて低下傾向にあった。焼酎と果実酒は、98年度から2000年度にかけて低下したものの、その後2008年度まで上昇した(図表5-6)。

図表 5-5 酒類販売量



- (備考) 1. ㈱日刊経済通信社「酒類食品統計年報」より作成。  
 2. 第三のビールの販売量については、2003年度以降の「その他ビール」の販売量から、第三のビールが登場する直近3年間(2000～2002年度)の「その他ビール」の年間平均販売量を差し引くことによって求めた。

図表 5-6 酒類価格(酒税抜き)



- (備考) 1. 国税庁「国税庁統計年報書」、㈱日刊経済通信社「酒類食品統計年報」等より作成。  
 2. 各酒類価格は(消費金額/販売数量) - (課税金額/課税数量)より求めた。

### ③ 推計結果

ここでは、需要関数の導出において、価格と需要との間に明確な負の相関関係が認められた清酒、ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒を分析対象とした。そして、清酒については1998年9月における需給調整要件の人口基準緩和以降の利用者メリットを、ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒については1991年7月における「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」公表以降の利用者メリットを推計した。なお、推計に当たっては、清酒は米価および単位あたり課税額の変化、ビール・発泡酒・第三のビール、果実酒はトレンドおよび単位あたり課税額の変化の影響を除去した価格を用い、その低下による消費者余剰の増加分を、規制・制度改革の進展による効果として推計した（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は6,160億円となった（図表5-7）。

図表5-7 酒類販売に係る規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

| 年度                    |                    | 2005   | 2008   |
|-----------------------|--------------------|--------|--------|
| 利用者メリット               | ビール・発泡酒<br>・第三のビール | 12,039 | 17,864 |
|                       | 清酒                 | 1,981  | 2,222  |
|                       | 果実酒                | 901    | 995    |
|                       | 合計                 | 14,921 | 21,081 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 |                    | 6,160  |        |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 6 再販指定商品（化粧品、医薬品）

### ① 規制・制度改革の概要

再販指定商品としては化粧品と医薬品を取り上げる。公正取引委員会は、1953～59年の間に化粧品、医薬品等の計9商品を再販指定商品としていたが、66年以降徐々にその削減を図り、97年には53年以降行われてきた再販指定商品の指定はすべて取り消されることとなった（図表6-1）。

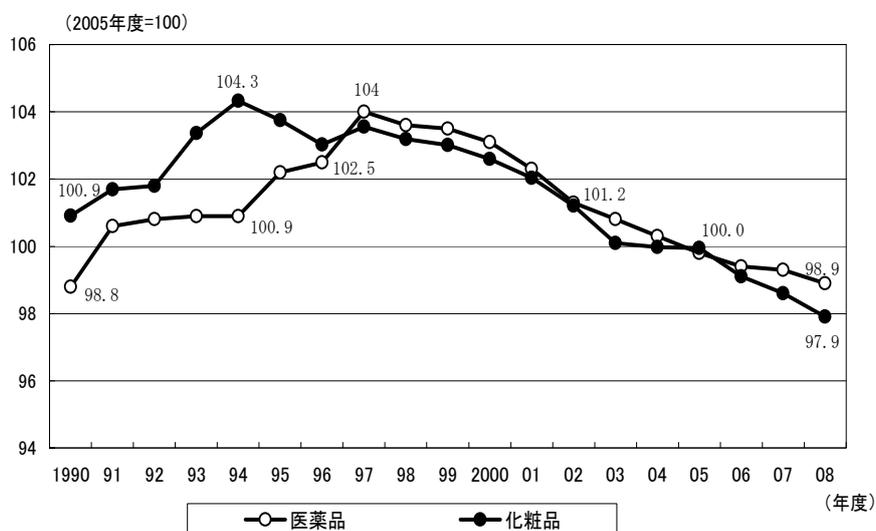
図表6-1 化粧品・医薬品の再販指定に係る主な規制・制度改革

| 年月     | 主な内容                                                                |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 1993.4 | ○再販指定商品を指定する告示改正<br>・従来指定されていた品目のおおむね半数にあたる化粧品13品目、一般用医薬品12品目の指定を取消 |
| 1997.4 | ○再販指定商品を指定する告示廃止<br>・93年の告示改正以後も指定されていた化粧品14品目、一般用医薬品14品目の指定を取消     |
| 2004.7 | ○医薬品の一般小売店における販売<br>・医薬品のうち安全上問題のない約350品目を医薬部外品として一般小売店で販売が可能となった。  |

### ② 市場の動向

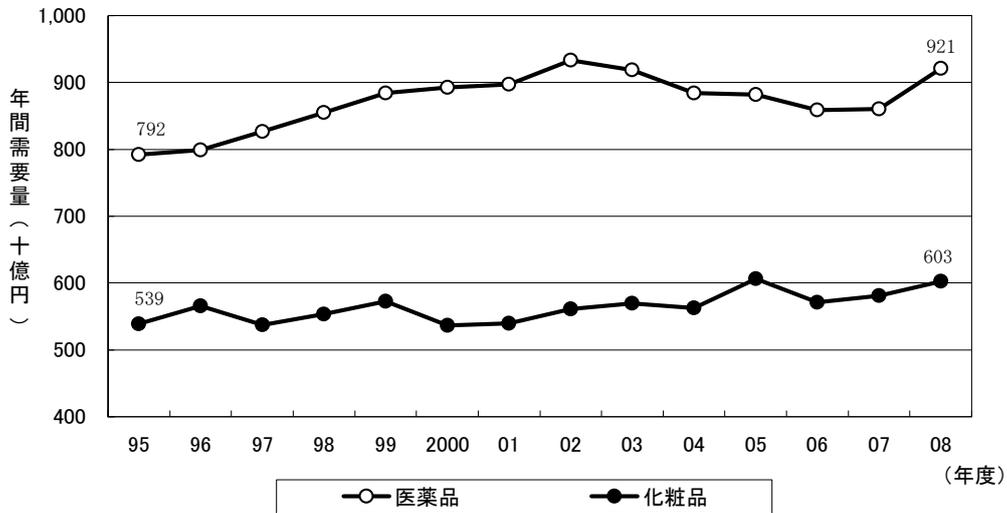
化粧品価格の推移を見ると、90年代前半は上昇基調にあったが、94年度以降おおむね横ばいで推移し、2000年度から2008年度まで下落傾向を辿った。また、医薬品については再販指定が全廃された97年度以降、それまでの上昇傾向が止まり、2000年度から2008年度に至るまで、化粧品と同様下落傾向を示した（図表6-2）。また、化粧品と医薬品の年間需要量はともに緩やかな増加傾向を示し、2008年度には、化粧品は6,027億円、医薬品は9,209億円となった（図表6-3）。

図表6-2 化粧品・医薬品の価格指数



（備考）総務省「消費者物価指数」より作成。

図表 6-3 化粧品・医薬品の年間需要量



- (備考) 1. 総務省「家計調査」より作成。  
 2. 年間需要量は、「家計調査」における世帯当たりの医薬品と化粧品それぞれの支出額を世帯数に乗じることにより総額を求め、それらを消費者物価指数(2005年=1.0)で除したものである。

③ 推計結果

ここでは、97年4月における両商品の再販指定商品の指定廃止以降の規制・制度改革によりもたらされた利用者メリットを推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によってもたらされた価格低下として捉えた(推計方法の詳細については参考2を参照されたい)。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は642億円となった(図表6-4)。

図表 6-4 化粧品・医薬品の再販指定に係る規制・制度改革による利用者メリット (単位: 億円)

| 年度                    |     | 2005 | 2008  |
|-----------------------|-----|------|-------|
| 利用者メリット               | 化粧品 | 137  | 293   |
|                       | 医薬品 | 515  | 1,002 |
|                       | 合計  | 653  | 1,295 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 |     | 642  |       |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 7 福祉・保育（保育）

### ① 規制・制度改革の概要

保育分野における規制・制度改革としては、エンゼルプランが策定され、保育所の量的拡大等の子育て支援のための施策が推進されたこともあって、さまざまな方策が実施されてきた（図表 7-1）。

1998 年 4 月には、本園と一体的に運営できる距離であれば、定員 30 人未満でも分園の設置が可能となり、医務室や調理室などの施設について弾力的な運用が認められるようになった。2000 年 3 月には、それまで地方自治体と社会福祉法人等に限定されていた保育所の設置主体制限が撤廃され、一定の基準を満たせば、保育所の設置が、社会福祉法人以外の民間主体（NPO、学校法人、その他の法人、株式会社等）でも可能となった。

一方、公立保育所の民営方式として、自治体の土地・建物等を民間企業に貸与して保育所の運営を委託する方式や、民間の保育事業者が建設した保育所を自治体がいったん買い上げ、あらためて自治体がそれを保育事業者に貸し付け運営を委託する PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）方式が推奨され、2001 年度から、PFI 方式による保育所建設が公費補助の対象となった。従来は、非営利の社会福祉法人や自治体が「認可保育所」を新設する場合には、国からその費用の半分、都道府県からは 4 分の 1、合計 4 分の 3 の補助金が交付されたが、民間事業者にも同等の補助が行き届くようになった。

また、2002 年 4 月には待機児童ゼロ作戦が開始され、公設民営方式の推進、保育所設備基準の弾力的運用、保育所定員の弾力運用などが可能となった。さらに、2008 年 4 月には、新待機児童ゼロ作戦が開始され、保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進などが進められることとなった。

図表 7-1 保育分野における主な規制・制度改革

| 年 月      | 主な内容                                                                              |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1994. 4  | ○エンゼルプラン<br>・子育て支援の一環として認可保育所の定員数の弾力運用                                            |
| 1997. 4  | ○児童福祉法改正（翌年施行）<br>・小規模保育所の促進（保育所分園の促進）、保護者の保育所選定参入規制の一層の緩和                        |
| 1998. 4  | ○保育施設の弾力的運用の開始<br>・定員 30 人未満でも分園の設置が可能となる                                         |
| 1999. 12 | ○少子化対策実施基本方針策定<br>・設置主体制限の撤廃<br>・賃貸方式の許容<br>・分園の定員規制、児童数規制緩和、分園のみ民間委託の許容、最低児童数の緩和 |
| 2000. 3  | ○保育所の設置主体制限の緩和<br>・保育所の設置が、社会福祉法人以外の民間主体でも可能となる                                   |
| 2001. 4  | ○公費補助の対象拡大<br>・PFI 方式による保育所建設も公費補助の対象となる                                          |

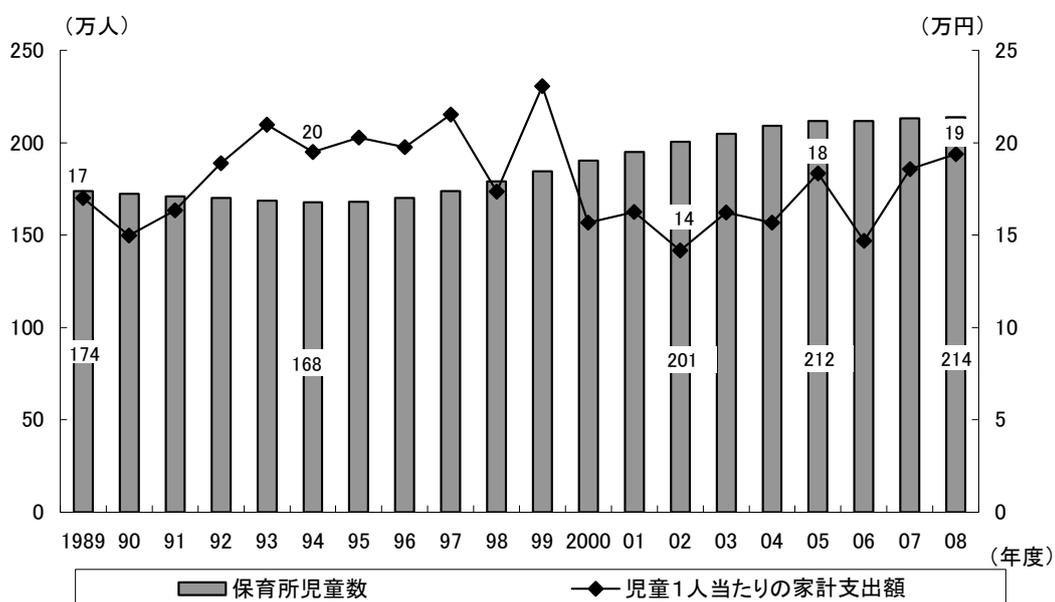
図表 7-1 保育分野における主な規制・制度改革（続き）

| 年 月      | 主な内容                                                                |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 2002. 4  | ○待機児童ゼロ作戦の開始<br>・公設民営方式の推進<br>・設備基準の弾力的運用<br>・定員の弾力運用               |
| 2008. 4  | ○新待機児童ゼロ作戦<br>・保育サービスの量的拡充と保育の提供手段の多様化<br>・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進 |
| 2008. 12 | ○児童福祉法改正<br>・乳児家庭全戸訪問事業、家庭的保育事業の法制化                                 |

② 市場動向

認可保育所児童数は、1996年度以降一貫して増加しており、2008年度末では214万人となった。他方、保育児童1人当たりの年間家計支出額は、2000年度に低下し、その後15万から20万円で推移している（図表7-2）。

図表 7-2 認可保育所児童数と児童1人当たりの家計支出額



（備考）家計調査年報、社会福祉施設等調査、学校基本調査、地方教育費調査学校収入、子供の学習費調査（いずれも文部科学省）等より作成。

### ③ 推計結果

ここでは、1994年4月に策定されたエンゼルプラン以降の規制・制度改革によってもたらされた消費者余剰の増加分を推計した。推計に当たっては、児童1人当りの保育所年間利用額的一般物価に対する相対価格（児童1人当たり利用額/消費者物価指数（総合））の低下による消費者余剰の増加分を規制・制度改革の進展による効果として推計した。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革によって生じた価格低下として捉えた。また、規制・制度改革がもたらした価格低下による需要増加（需要曲線に沿った需要の増加）のみならず、規制・制度改革による直接的な需要増加（需要曲線のシフト）も利用者メリットの推計に含めた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は487億円となった（図表7-3）。

図表7-3 保育分野の規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

| 年度                    | 2005  | 2008  |
|-----------------------|-------|-------|
| 利用者メリット               | 4,712 | 5,199 |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 487   |       |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 8 医薬部外品・サプリメント<sup>49</sup>（栄養剤）

### ① 規制・制度改革の概要

医薬部外品<sup>50</sup>は、効能・効果面でみると、医薬品ほどでないものの一定の効果・効能を有する有効成分を一定量含有している。それゆえに規制面でみると、医薬品のような販売業の許可は不要であり、コンビニエンスストアでも販売できるという点では医薬品よりも規制が緩やかである。

医薬部外品の規制・制度改革としては、1999年には一般用医薬品のカテゴリーにあったものの一部が新指定医薬部外品に移行し、また2004年にも一般用医薬部外品のカテゴリーにあったものの一部が新範囲医薬部外品に移行している（図表8-1）。こうした医薬部外品への移行は、販売数量の増加と価格の低下を促す効果をもっていると考えられる。以下の分析では、医薬部外品のうちの栄養剤を取り上げ、栄養剤価格の低下による消費者余剰の増加を推計した。栄養剤の範囲としては、家計調査の分類に基づき、総合保健剤、ビタミン剤、肝油ドロップ、カルシウム剤、薬事法に基づく薬用酒等が含まれる。

図表8-1 医薬部外品に係る主な規制・制度改革の流れ

| 年 月     | 主な内容                                                                                                                                                               |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1999. 3 | ○一部医薬品の新指定医薬部外品指定<br>・のど清涼剤、健胃清涼剤、ビタミン剤、カルシウム剤、ビタミン含有保健剤など、厚生労働大臣が指定する医薬品が新指定医薬部外品とされた。                                                                            |
| 2004. 7 | ○一部医薬品の新範囲医薬部外品指定<br>・いびき防止薬、カルシウム含有保健薬、うがい薬、健胃薬、口腔咽喉薬、コンタクトレンズ装着薬、殺菌消毒薬、しもやけ用薬、瀉下薬、消化薬、生薬含有保健薬、整腸薬、鼻づまり改善薬（外用剤のみ）、ビタミン含有保健薬（一部を除く）など、厚生労働大臣が指定する医薬品が新範囲医薬部外品とされた。 |

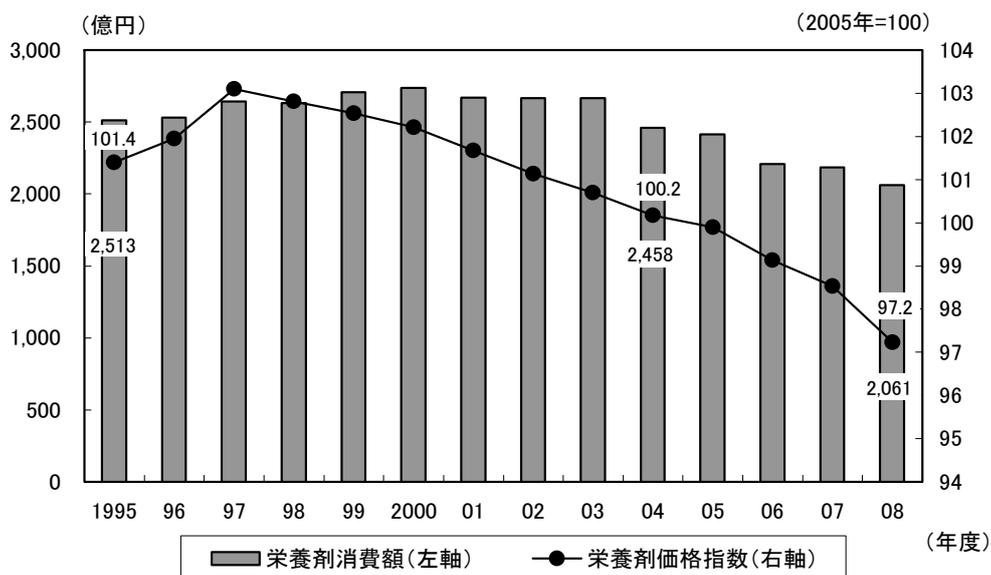
<sup>49</sup> サプリメントは一般的には健康食品と呼ばれるが、明確な定義はなく、医薬品・医薬部外品、特定保健用食品、栄養機能食品、食品など的一部から構成される。

<sup>50</sup> 医薬部外品とは、薬事法第2条第2項第1号及び第2号に掲げる目的のために使用される物であって人体に対する作用が緩和なもの、並びに第2項第3号の規定に基づき第1項第2号及び第3号に規定する目的のために使用される物のうち、厚生労働大臣が指定するものをいう。

## ② 市場動向

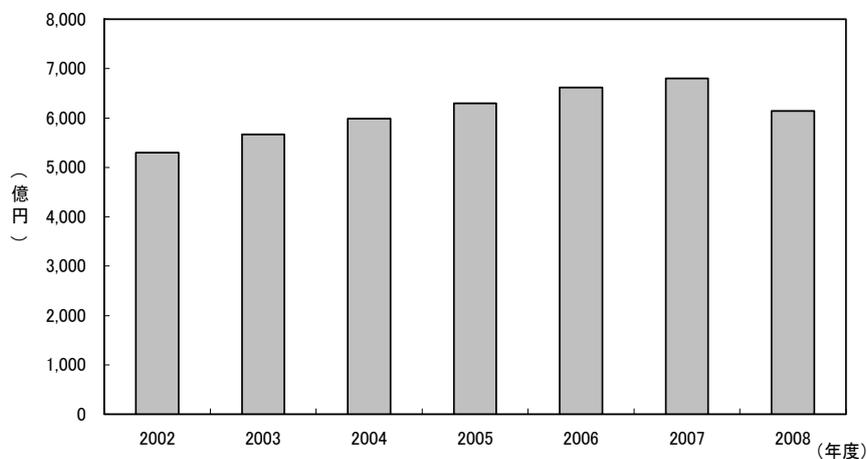
栄養剤の消費額と価格をみると、2003年度までは負の相関関係を示しており、価格低下が需要の増加をもたらしていたことを示唆しているが、2004年度から2008年度にかけては価格が低下しても需要は減少した（図表8-2）。この原因としては、2004年度以降に栄養剤の代替財に相当する健康食品類（いわゆるサプリメントを含む）に対する需要が増加したことが考えられる。ちなみに、健康食品の一部をなす特定保健用食品の販売額をみると、2007年度までは増加傾向が続いた（図表8-3）。

図表8-2 栄養剤の消費額と価格



- (備考)
1. 推計方法の詳細については、参考2参照。
  2. 栄養剤価格指数は、ビタミン剤A、ビタミン剤B、ドリンク剤を加重平均して求めた。
  3. 総務省「家計調査年報」「消費者物価指数」等より作成。

図表8-3 特定保健用食品販売額



(備考) (株)シード・プランニングのデータより作成。

### ③ 推計結果

ここでは、新指定医薬部外品の指定によって規制が緩和された1999年度以降の消費者余剰の増加分を推計した。推計にあたっては、栄養剤の相対価格の低下による消費者余剰の増加分を求めた。その際、トレンドを除去して求めた価格低下を、規制・制度改革による価格低下として捉えた（推計方法の詳細については参考2を参照されたい）。

以上の前提に基づく推計結果によると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は131億円となった（図表8-4）。

図表8-4 栄養剤に係る規制・制度改革による利用者メリット  
(単位：億円)

| 年度                    | 2005 | 2008 |
|-----------------------|------|------|
| 利用者メリット               | 186  | 317  |
| 2005年度から2008年度にかけての増加 | 131  |      |

(備考) 推計方法の詳細については、参考2参照。

## 9 まとめ

本分析では、90年代以降の規制・制度改革が各分野の財・サービスの利用者にもたらした便益について、消費者余剰の増加を推計することによって明らかにした。移動体通信、石油製品、電力等の分野では、市場規模が大きく、規制・制度改革による価格低下も大きいため、利用者メリットの増加分は大きなものとなっている。また、これらの分野のみならず、需要曲線シフトによる影響が大きい保育分野や、需要の価格弾力性が大きい栄養剤等の分野においても、規制・制度改革による利用者メリットの増加がみられる。このように利用者メリットの増加が見込まれる分野については、今後とも規制・制度改革を検討する必要があると考えられる。

規制・制度改革による利用者メリットを今回の分析の対象とした15の分野について合計すると、2005年度から2008年度にかけての利用者メリットの増加分は5兆4,420億円となった(図表9)。

図表9 規制・制度改革による利用者メリット

(単位：億円)

| 分野           |           | 2005年度における利用者メリット | 2008年度における利用者メリット | 2005年度から2008年度にかけての増加 |
|--------------|-----------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 電気通信         | 移動体通信     | 34,059            | 47,756            | 13,697                |
| 運輸           | 国内航空      | 3,504             | 3,661             | 156                   |
|              | 鉄道        | 3,701             | 4,017             | 315                   |
|              | タクシー      | 125               | 229               | 105                   |
|              | トラック      | 27,100            | 31,926            | 4,826                 |
|              | 自動車登録検査制度 | 9,385             | 9,426             | 41                    |
| エネルギー        | 電力        | 52,619            | 62,648            | 10,030                |
|              | 都市ガス      | 4,453             | 7,806             | 3,353                 |
|              | 石油製品      | 27,828            | 39,800            | 11,972                |
| 金融           | 株式売買委託手数料 | 3,864             | 4,904             | 1,040                 |
| 飲食料品         | 米         | 10,089            | 11,555            | 1,465                 |
|              | 酒類販売      | 14,921            | 21,081            | 6,160                 |
| 再販指定商品       | 化粧品・医薬品   | 653               | 1,295             | 642                   |
| 福祉・保育        | 保育        | 4,712             | 5,199             | 487                   |
| 医薬部外品・サプリメント | 栄養剤       | 186               | 317               | 131                   |
| 合計           |           | 197,200           | 251,620           | 54,420                |

(備考) 1. 各年度における利用者メリットとは基準年度と比較した場合のもの。利用者は、基準年度と比較した場合、規制・制度改革がなかった場合よりも、この金額だけ大きいメリットを各年度において享受している。

2. 推計方法等については参考1及び参考2を参照。